

令和3年6月9日(水)

特定子ども・子育て支援施設等 の指導検査 運営管理編

大田区子ども家庭部保育サービス課
指導検査担当

運 営 編

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 健康管理・安全確保
- 5 利用者への情報提供
- 6 備える帳簿
- 7 法令等改正について

1-1 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

例えば…

0歳児が6名、1、2歳児が9名いる保育施設の場合、必要な保育従事者数は4人となる。

年齢	人数	配置基準	計算	合計
0歳児	6人	÷3	2.0	3.5
1、2歳児	9人	÷6	1.5	
※四捨五入				4人
必要な保育従事者数				

1-2 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

職員配置基準

◆原則として、施設内の開所時間について常時2人以上

※ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

1-3 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

◆下記のいずれの場合においても、保育従事者の必要数の3分の1以上が有資格者であるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数
※有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者をいう。

ただし、有資格者の取扱において、准看護師は、有資格者としてみなしていない。

1-4 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

◆ 1人以上の有資格者がいるか。

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士、看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者又は家庭的保育研修修了者をいう。

※准看護師は、有資格者としてみなしていない。

2-1 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

◆下記のいずれの場合においても乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されているか。

- a 月極契約入所児童数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

《乳児と幼児の保育場所の区画》

◆乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所は別の部屋が望ましいが、部屋を別にできない場合は保育を行う場所を区画し、安全性が確保されているか。

2-2 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9m²以上）が確保されているか。

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

3-1 非常災害に対する措置

共通事項

《非常口の設置》

◆火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。

POINT !

以下の点に注意してください。

※2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要
(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。)

※保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保することが必要

※非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備機能を妨げないようにすること

3-2 非常災害に対する措置

共通事項

《非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定》

【全施設】

◆非常災害に対する措置として、
具体的な計画＝消防計画が作成されているか。

※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。

※届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

3-3 非常災害に対する措置

共通事項

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

◆訓練を毎月定期的に実施されているか。

※消火活動もしくは避難誘導等の実地訓練を毎月1回以上実施することが原則

※実施した場合には必ず記録に残すことが必要

4-1 健康管理・安全確保

共通事項

《職員の健康診断》

◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施されているか。

《検便》

◆調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施されているか。施設の管理者は、予め職員の検便の結果を確認したうえで、調理・調乳業務に従事させることが重要

《医薬品等の整備》

◆必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。

最低限必要なもの：① 体温計
② 水まくら
③ 消毒液
④ 絆創膏類

4-2 健康管理・安全確保

共通事項

《安全確保》

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

例：施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置が無い。

◆不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全確保する体制を整備しているか。

例：囲障はあるが、施錠等が不十分

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的 to 実施しているか。

POINT !

※救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいるか。

※関係機関への緊急通報訓練が1年に1回実施されているか。

5-1 利用者への情報提供

共通事項

《施設及びサービスに関する内容の掲示》

◆以下の事項が見やすい場所に掲示されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造※（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設のみ）
- 施設の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- 入所定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 職員に対する研修の受講状況
 - ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項

5-2 利用者への情報提供

共通事項

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付》

◆以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

6 備える帳簿

共通事項

◆以下の必要な帳票等が備えられているか。

※保育における必要な帳票等は別資料（保育のスライド）参照

指導監督基準項目	帳票等の名称
3（2）	消防計画、避難消火訓練記録
7（4）	職員健康診断記録、検便結果記録
8（1）	履歴書、資格証明書（保育士証等）、労働者名簿（採用年月日がわかるもの）、雇用契約書（就業規則）、勤務表（ローテーション表）、出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの）、賃金台帳
8（3）	施設平面図
9（1）	施設・サービス内容の掲示

※以下の書類は労働基準法の関係からも整備が必要！！

労働者名簿（労働基準法第107条）

賃金台帳（労働基準法第108条）

雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）¹⁶

法令等改正について

① 育児・介護休業法施行規則等の改正について

育児・介護休業法施行規則等が改正され、令和3年1月1日に施行されました。

- 子の看護休暇、介護休暇が半日単位ではなく、時間単位で取得できるようになりました。すべての労働者が取得可能です。
- 詳しくは、厚生労働省等のHPやリーフレットから改正内容の把握に努め、適切な運用をお願いいたします。

② 児童福祉法施行規則の一部改正について（令和3年5月1日施行）

- 認可外保育施設の設置者が、過去に法第59条第5項に規定する事業の停止又は施設の閉鎖命令（認可外保育施設に対するものに限る）を受けたか否かについて、
 - i 認可外保育施設の届出事項及び変更届出事項へ追加
 - ii 認可外保育施設における掲示事項へ追加
 - iii 認可外保育施設の運営状況報告事項へ追加されました。